

九州地区国立大学九重共同研修所規則

平成16年度九大規則第62号
制 定：平成16年 4月 1日
最終改正：平成30年 3月30日
(平成29年度九大規則第93号)

(設置)

第1条 九州大学に、九州地区に所在する国立大学の学生及び国立大学法人の職員の共同利用の研修施設として九州地区国立大学九重共同研修所（以下「共同研修所」という。）を置く。

(共同研修所委員会)

第2条 共同研修所に、次の各号に掲げる事項を審議するため、共同研修所委員会を置く。

- (1) 管理運営に関する基本方針
- (2) 規則の制定及び改廃
- (3) 予算及び決算に関する事項
- (4) その他管理運営に関する重要事項

2 共同研修所委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 九州大学総長
- (2) 九州地区に所在する国立大学の副学長
- (3) 九州地区に所在する国立大学の事務局長

3 共同研修所委員会に委員長を置き、九州大学総長をもって充てる。

4 共同研修所委員会の事務を処理するために幹事を置き、九州大学の学務部長、人事部長及び財務部長をもって充てる。

(所長)

第3条 共同研修所に所長を置き、理事、副学長及び副理事のうちから総長が指名する者をもって充てる。

2 所長は、共同研修所の管理運営の業務を掌理する。

(主事)

第4条 共同研修所に主事を置き、九州大学の教員をもって充てる。

2 主事は、所長の命を受け、共同研修所の管理運営に関する業務を処理するとともに、その利用についての指導助言にあたる。

(運営委員会)

第5条 共同研修所に、所長の諮問に応じて次の各号に掲げる事項を審議するため、共同研修所運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。

- (1) 行事計画及び業務運営のための具体案の作成
- (2) 細則等の制定及び改廃
- (3) 実行予算案の作成
- (4) その他管理運営に関する事項

2 運営委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 所長
- (2) 主事
- (3) 九州地区に所在する各国立大学の事務局の課長のうちから選ばれた者各1人

3 運営委員会に委員長を置き、所長をもって充てる。

(経費の分担)

第6条 共同研修所の管理運営に要する経費は、九州地区に所在する国立大学法人で負担し、その分担については別に定める。

(利用の範囲)

第7条 共同研修所は、九州地区に所在する国立大学の学生及び国立大学法人の職員が団体で研修を行うために利用するものとする。

2 所長は、前項の利用を妨げない限度において、所長が適当と認めるものに共同研修所を利用させることができる。

(利用許可)

第8条 共同研修所を利用する者（以下「利用者」という。）は、あらかじめ所定の利用申込書を当該利用者の所属する大学の学生指導担当課長の承認を得て九州大学学務部に提出し、所長の許可を受けなければならない。

(利用許可の取消し)

第9条 所長は、利用者が利用許可の条件に違反したとき、又は利用申込書に虚偽の記載をしたことが判明したときは、利用の途中であっても利用許可を取り消すことができる。

2 前項の利用許可の取消しによって生ずる損害については、共同研修所は、その責を負わないものとする。

(利用者の経費)

第10条 利用者は、その利用期間中の経費について別に定める金額を負担しなければならない。

(利用者の義務)

第11条 利用者は、善良な管理者の注意をもって利用しなければならない。

(損害賠償)

第12条 利用者が、故意又は過失により、建物若しくは付属物を滅失、き損又は汚染したときは、その原状回復に必要な経費を負担しなければならない。

(事務)

第13条 共同研修所の事務は、九州大学学務部学生支援課において行う。

(細則等)

第14条 この規則に定めるもののほか、共同研修所の管理運営のための必要な細則等は、九州大学総長の承認を得て所長が定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成22年度九大規則第38号）

この規則は、平成22年1月1日から施行し、改正後の九州地区国立大学九重共同研修所規則の規定は、平成22年10月1日から適用する。

附 則（平成25年度九大規則第115号）

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成26年度九大規則第51号）

この規則は、平成26年10月1日から施行する。

附 則（平成28年度九大規則第111号）

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成29年度九大規則第93号）

この規則は、平成30年4月1日から施行する。